

第14回 対策本部会議決定事項(令和2年4月15日)

1. 経済・雇用対策等について

- ・各課調査した、各種支援施策を取りまとめホームページ等に掲載する。
また、今後新たな支援施策が出た場合は追加する。
- ・所得減少世帯に対する現金(30万円)給付担当課は、国の制度(内容)が決まり次第早急に決定する。

2. イベント・行事及び施設の開設について

- ・5月のイベント・行事については、動向を見て次回会議時に決定する。
- ・施設の利用等については、現在までに決定している方針とし、今後については、次回会議時に決定する。
- ・健康温泉館の一部(プール、サウナ、トレーニングルーム)の閉館を4月末まで延長する。
ただし、まちづくり観光局等が実施する新型コロナウイルス感染症対策会議等での使用は特例で認める。

3. 学校の再開について

- ・予定どおり4月20日(月)から再開する。

再開の根拠

- ・市内において市内材収差が感染した事例が派生しておらず、急激な感染拡大も起きていない。
- ・開園している幼稚園・保育園、児童クラブ等でも感染者は出ていない。
- ・子供の学力保障における授業日数の確保
- ・長期の休校によるメンタル面の不安
- ・保護者や児童クラブ等への負担
- ・再開後の安全対策
 - ・検温実施を徹底し、37度を超える場合は要観察とし別紙で待機させるとともに登校の自粛を促す。
 - ・換気や消毒等の衛生管理
- ・市内で感染者(市内在住で感染経路が不明)が出た場合はすぐに対応する。
- ・学校内で感染者が出た場合は、2週間の休校とする。

4. 職場の感染拡大防止策について

- ・現在行っている朝、昼の庁舎等の消毒作業を継続して行う。
- ・職員はマスクを着用すること。
- ・発熱がある場合は、「出勤しない・させない」を徹底すること。